

## 令和元年度地域包括支援センター事業評価 全体総評

地域包括支援センター事業評価は今回で2回目（2年度目）となりますが、前回に引き続き各地域包括支援センターにおいて、全分野にわたって4点満点中の3点以上を獲得し、バランス良く取組がされています。

「総合相談支援業務」、「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」、「地域ケア会議関係業務」、「医療介護連携」、「認知症高齢者支援」及び「鎌倉市指定事業」では、各地域包括支援センターで満点となっており、この取組を継続して行くことが求められます。

一方で、「組織／運営体制」、「権利擁護業務」、「介護予防ケアマネジメント業務・介護予防支援関係業務」については少しバラツキがあることがわかります。

「組織／運営体制」については、知識経験のある職員の確保育成や個人情報保護の徹底に努めることが重要です。

「権利擁護業務」については、成年後見制度や日常生活自立支援事業（社会福祉協議会）の活用の促進、消費者被害の防止や権利擁護に関する啓発のための取組を、引続き関係機関との連携を図りながら進める必要性があります。

「介護予防ケアマネジメント業務・介護予防支援関係業務」については、自立支援に向けたケアマネジメントの実施のための定期的なモニタリングの徹底や、居宅介護支援事業者へのケアマネジメントの委託の適正化のために、委託先選定時の公平性・中立性の確保に係る取組をさらに充実させていく必要があります。

今後も地域包括支援センターの事業が効果的、効率的に運営されているか等について、各地域包括支援センター職員自身が振り返ることで点検を行い、評価を適切に行っていくことで、公平性・中立性の確保や効果的な取組の充実を図るとともに、不十分な点については改善に向けた取組を行っていくことで、一定の運営水準の確保につなげてまいります。